

■ ICT 導入支援事業 Q&A(Ver. 3)

Q	A
補助対象ICT及び補助対象経費に関すること	
1 居宅介護支援事業所の場合、ソフトウェアに係る要件の「記録業務、情報共有業務及び請求業務について転記等の付随業務が発生することがないよう一貫したサービスを提供するソフトウェアであること」は、業務のどの部分がICT化されている必要があるのか。	「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」で居宅介護支援事業所と介護サービス事業所間で情報連携を行う必要がある情報は、利用者基本情報、ケアプランの第1表、2表、6表、7表とされることから、第6表、7表の請求に関する部分のICT化のみではなく、ケアプラン自体が介護ソフト上で作成できる仕組みであることが必要です。
2 介護ソフトの機能としては、電子上でサービス提供記録をとって、請求用のデータに反映させる機能を有しているが、事業所の運用上、サービス提供記録を紙で記載する運用としている場合(手書きで記入したサービス提供記録の用紙を写真で撮ったデータを介護ソフト上に記録することで、請求用のデータに自動反映される場合等)は、補助対象となるか。	介護ソフト自体の機能としては要件を満たしているため、補助の対象となりますが、別の要件に「CHASE」による情報収集に協力することがあり、そのためには介護ソフト上でサービス提供記録をとっておく必要があります。CHASEの標準仕様に対応するためのシステム改修については、実装状況を鑑み、令和3年度中に対応することで差し支えないとしていますが、当該補助金を受けて介護ソフトを導入する場合には、CHASE対応のシステム改修がなされた時点で、CSVで必要項目が抽出できるよう、サービス提供記録についても介護ソフト上での入力を行うような運用をお願いします。
3 通信料は補助対象外だが、介護ソフトベンダーが行っているタブレットやスマートフォンのレンタルの場合、レンタル費用の中に通信料が含まれており、切り分けができない場合は補助対象となるか。	左記のケースのように、介護ソフトベンダーがレンタルに係るハードウェアの通信料を一括して支払っており、個々のハードウェアのレンタル料と通信料をどうしても切り分けすることができないような場合については、通信料については介護ソフトベンダー側の無償提供とみなし、補助対象とします。
4 契約の際の契約手数料や、ネットでハードウェアを購入する際の送料については補助対象となるか。	補助対象外です。
5 毎月費用を支払うような介護ソフトやクラウドサービスについて、3月分の利用料を4月に入ってから支払った場合、補助の対象となるか。	補助金を受けて購入・リースするICTについては、交付決定通知受領後、当該年度内(3月31日まで)に契約、支払、納品、導入のすべてを完了させる必要があるため、3月31日を過ぎて支払われた分については、対象となりません。ただし、交付決定後の10月から3月までのクラウドサービスの経費について、3月分の支払いを3月中に支払う又は6か月間の利用料について3月末までに一括して支払っておくような場合は対象となるので、介護ソフトベンダーとご相談ください。
6 クラウドサービスを導入する場合に、いつでも解約が可能な月額料金を支払う形式ではなく、5年間の使用契約とし、当該年度に一括して5年間分の使用料を支払う場合、初年度に全額を補助対象経費として計上してよいか。	使用権型の介護ソフトを導入する場合と同様に、クラウドサービスの場合でも数年間の使用契約とし、当該年度に一括して数年間分の使用料を支払う場合は、初年度に全額を補助対象経費として計上することが可能です。

7	ハードウェアについて、インカム(業務用トランシーバー)を導入したい場合に、一気通貫の介護ソフトを補助金で同時に導入する又は既に導入している必要があるか。	必要があります。一気通貫の介護ソフトとは関係なく、インカムだけ導入したいという場合は、補助対象となりません。
補助金の手続に関すること		
1	クラウドサービスの場合、実績報告の際に必要な契約書や納品書といったものが出せないが、どうすればよいか。	契約書に代えて、交付決定後の日付で提出した「サービス利用申込書」の写しを、納品書に代えて介護ソフト画面上で「いつからサービスの利用を開始したのかがわかる画面」等を印刷して提出してください。